

御所市財政健全化計画

奈良県御所市

第1 健全化判断基準が早期健全化基準以上となった要因分析

■ 実質赤字比率が早期健全化基準以上となった要因

自主財源比率の低さ

本市は、大規模な事業所等が無いことから、財政の根幹となる地方税が類似団体と比較して少ない状況にありました。

自主財源が少ないことで、市民生活に直結する社会資本の整備(ごみ処理施設・都市基盤整備・同和対策事業など)を行うにあたっては、地方債を財源とせざるを得ず、財政硬直化の大きな要因となっています。

また自主財源比率が低く、地方交付税を始めとする依存財源比率が高いと言うことは、国の施策等の影響を受けやすい状況にあります。このため、平成13年度以降の地方交付税削減が、地方税も伸び悩む本市に大きな影響を与え、急速に財政状況が悪化しました。

公共施設等の運用

本市は、地理的・社会的要因から公共施設が点在しており、類似団体と比較して多い状況にあります。特に、近年は、少子化傾向や社会情勢の変化から、保育所・隣保館等の充足率や稼働率が低くなり、これら施設に係る運営コストが割高になっています。また、同和対策事業の一環として整備・売却を行ってきた分譲宅地についても、経済情勢などから売却が進まず、整備費用の回収が進んでいません。

土地開発公社への補助金

土地開発公社(以下、公社という)に対する貸付が厳格化されたことにより、新規の融資が受けられない状態にあります。公社が借入を行っている債務については、全額本市が債務保証していることから、損失補填と利子支払に対して補助金を支出しています。これが、大きな負担となっており、実質公債費比率にも大きく影響しています。

■ 実質公債費比率が早期健全化基準以上となった要因

自主財源比率の低さ

自主財源比率が低いことで、長期間に及ぶ大規模な社会資本の整備(都市基盤整備・同和対策事業など)にあたっては、財源を地方債に頼らざるをえませんでした。その中で、三位一体の改革や景気後退による標準財政規模の急激な縮減が比率の上昇を招きました。

下水道事業への繰出金

本市は、地理的な要因から、事業費が高くなっています。また、普及率が低いことも要因となっていて、基準外繰出金が多く、実質公債費比率の算定に用いる準元利償還金（繰出金のうち元利償還金に充当したとみなされるもの）が高くなっています。

第2 計画期間

平成21年度から平成25年度までの5ヶ年間

第3 財政の早期健全化の基本方針

本市は慢性的な財政赤字を抱えていたことから、昭和61年度に第1次、平成9年度に第2次、平成14年度に第3次行政改革大綱を策定し、徴収率の向上、受益者負担の適正化、経費節減、事務事業の見直し、定員管理・給与の適正化などを進めてきました。

しかしながら、長引く税収の低迷や地方交付税の削減などから、財政赤字の解消には至らず、結果として、平成20年度決算において早期健全化団体となりました。

これに先立ち、平成20年9月に「財政非常事態宣言」を発し、財政健全化を目標とするアクションプランを策定し、新たに健全化への取り組みを行っています。また、財政健全化計画策定にあたって、「累積赤字の発生要因」について個別外部監査を行い、その監査結果を公表したところです。

既に取り組んでいる健全化への取り組みを確実に実施していくことはもちろん、個別外部監査による指摘事項についても、検討を行い、累積赤字の解消と持続可能な財政基盤を構築を目指します。

一日も早い早期健全化団体からの脱却はもちろんのこと、脱却後も、安定的で持続可能な財政基盤の構築を基本方針として、スリムで効率的な行政運営を目指します。

第4 一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策

■歳入の確保

税収入の確保

税収入は地方財政の根幹であり、持続可能な財政基盤を構築する上で必要不可欠なものです。また、負担の公正性・公平性からも、極めて重要なものです。

滞納を許さない風土作り、徴収強化に努めます。

具体的な項目

・徴収率の向上

(実施年度 平成21年度:計画期間中効果額 400百万円)

口座振替の促進

延滞金及び督促手数料の徴収徹底

差押えなど法的手続きの強化

公営住宅等使用料の徴収強化

受益者負担の原則や入居者の公平性からも、住宅使用料の徴収強化に努めます。

具体的な項目

・徴収率の向上

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 18 百万円)

延滞金及び督促手数料の徴収徹底

悪質滞納者への明け渡し請求など法的手続きの強化

市有財産の売却等

現在所有する市有財産については売却等の有効活用を積極的に進めるとともに、貸地についても賃貸料算出ルールの見直しを行います。

具体的な項目

・遊休市有地の売却

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 33 百万円)

平成 21 年度

旧市営住宅跡地(小林)及び旧保育所跡地(名柄)

平成 22 年度

旧市営住宅跡地(栗阪・小殿)

・分譲宅地の売却促進

(実施年度 平成 22 年度:計画期間中効果額 170 百万円)

平成 22 年度中に売却単価の見直しを行い、売却を推進します。

・貸地の賃貸料見直し

(実施年度 平成 22 年度:計画期間中効果額 12 百万円)

減免規定等を整理しつつ、受益者負担の原則から既に貸付を行っている土地賃貸料の見直しを行います。

■歳出の削減

人件費の抑制

既に定員適正化計画の目標を達成しており、アクションプランにおいて更に総職員数 320 名を目指していますが、引き続きスリムで効率的な行政組織の構築し、総人件費の抑制に努めます。

具体的な項目

・特別職報酬の削減

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 10 百万円)

任期中の報酬については市長 20 %カット、その他 10 %カットしています。

・特別職退職手当の削減

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 22 百万円)

任期中の退職金については市長 100 %カット、その他特別職 20 %カットします。

・非常勤特別職(消防団員を含む)報酬の削減

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 60 百万円)

平成 21 年 4 月 1 日より非常勤特別職報酬を見直しています。

・総職員数の削減

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 455 百万円)

平成 20 年 4 月 1 日 368 名 → 平成 25 年 4 月 1 日 320 名

・職員給与の削減

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 1,080 百万円)

平成 21 年度 4 月 1 日より 5 年間職員給与の 10 %カットしています。

施設管理運営等の見直し

施設の効率的な運用を行うため、管理運営の見直しや統廃合を進めます。

具体的な項目

・保育所及び幼稚園の統廃合

(実施年度 平成 23 年:計画期間中効果額 142 百万円)

効率的な運営を行うため、幼稚園及び保育所の統廃合を進め、公立 3 幼児園化を目指します。

8 園 (H21.4.1) → 3 園 (H24.4.1)

・隣保館・児童館の廃止

(実施年度 平成 23 年度:計画期間中効果額 45 百万円)

平成 23 年度に隣保館・児童館を廃止します。

・老人福祉センター運営見直し

(実施年度 平成 22 年度:計画期間中効果額 39 百万円)

平成 22 年 6 月より風呂については廃止します。

・クリーンセンター修繕

(実施年度 平成 22 年度:計画期間中効果額 60 百万円)

老朽化が進むクリーンセンターに必要な修繕を行い、2 基での稼働を可能にし、勤務態勢を平時状態に切り替えることで超過勤務手当等を抑制します。

・学校管理体制の見直し

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 73 百万円)

学校の管理を機械警備に切り替えることで経費の削減を図ります。

補助費等の削減

団体運営補助金(補助金的性格を有する委託料を含む)、イベント等に対する補助金・委託料については、5 年間凍結(支給停止)とします。また、各協議会等の加入負担金については、業務に対する必要性を考慮の上、必要最小限とします。

・団体運営補助金等の削減

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 116 百万円)

団体運営補助金等を5年間支給停止します。

扶助費の抑制

適正な執行に努めるとともに、就業支援・医療費削減の啓発などを行い、扶助費の抑制に努めます。

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 -)

第5 実質公債費比率を早期健全化基準未満とするための方策

要因分析でも述べたとおり、本市は自主財源が乏しいことから、普通建設事業を行うにあたっては、地方債を財源とせざるを得ませんでした。このことが、実質公債費比率の上昇を招きました。

実質公債費比率を改善するため、下記の取り組みを実施します。

■ 公債費の抑制

普通建設事業の抑制

実施計画に計上していない普通建設事業(但し、災害復旧事業は除きます)については、原則として行いません。

具体的な項目

・普通建設事業の抑制

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 -)

制度の活用

県の財政健全化貸付金等の制度を活用しながら、公債費の負担軽減に努めます。

また、事業を行う際も補助金等の制度を探究し、地方債の発行を抑制します。

具体的な項目

・県健全化貸付金の活用

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 776 百万円)

■ 元利償還金等の抑制

基準外繰出金の抑制

公営企業については独立採算制が基本であることから、下水道事業会計に対する基準外繰出金を抑制します。

具体的な項目

・下水道加入率の向上

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 68 百万円)

緊急雇用創出事業の活用を行い、啓発活動を実施します。

土地開発公社の健全化

現在、公社に対して、借入金に対する利子補給等を行っています。この経費を抑制するた

め、下記の通り公社の借入金を削減していきます。

具体的な項目

・特定土地の売却

(実施年度 平成 21 年度:実施期間中効果額 -)

既に経営健全化計画に基づき、特定土地の売却を進めているところですが、引き続き早期の売却を目指します。

・保有地の利活用

(実施年度 平成 22 年度:実施期間中効果額 -)

売却を前提としていますが、売却に至るまでの間、収益が上がるよう貸付等の利活用を推進します。

第6 連結実質赤字比率及び将来負担比率の改善

現在、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、早期健全化基準未満ですが、今後足腰の強い財政基盤を構築していくためには、引き続き早期健全化基準を下回るよう積極的な取り組みが必要だと考えています。

このため、下記の取り組みを実施します。

国民健康保険事業特別会計の健全化

国民健康保険事業特別会計は、平成20年度決算において実質収支が赤字になっています。今後赤字が拡大すれば、連結実質赤字比率の悪化に繋がります。このため、国民健康保険事業特別会計についても、安定した財政基盤を構築する必要があります。

具体的な項目

・徴収率の向上

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 200 百万円)

口座振替の促進

延滞金及び督促手数料の徴収徹底

差押えなど法的手続きの強化

・保険税の見直し

(実施年度 平成 22 年度:計画期間中効果額 36 百万円)

国基準に近づけるよう国民健康保険税の限度額を引き上げます。また、平成 23 年度には応能応益の負担割合を見直します。

・医療費の削減

(実施年度 平成 21 年度:計画期間中効果額 -)

予防事業(健診)をはじめとする医療費適正化事業の必要性を充分認識しており、市民全体の予防意識の向上を図るため、継続して予防事業(健診)を行うとともに、ジェネリック医薬品等の啓発を行い、医療費の削減に努めます。

土地開発公社のあり方

現在は、土地開発公社の資金調達が困難となったことから、土地開発公社経営健全化計画を策定し、保有地の売却を推進することで、借入金の縮減を図ることを目標とし、この計画に基づいて、一般会計から利子等の補てんを行っています。

しかしながら、計画通り売却が進まなければ、抜本的な解決には至らないことから、土地開発公社のあり方について検討します。

具体的な項目

・第三セクター等改革推進債の活用

(実施年度 平成 25 年度:計画期間中効果額 -)

公社の抜本的な改革を行うため、第三セクター等改革推進債を活用します。しかしながら、実質公債費比率の上昇要因となることから、一般会計への影響を極力少なくするため、実施年度は時限措置の最終年度として、特定土地の売却による債務削減に努めます。

第7 各年度ごとの第4又は第5に係る歳入及び歳出に関する計画

(単位:百万円)

健全化項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合 計
歳 入	市税の徴収率向上	70	100	85	80	65	400
	住宅使用料の徴収率向上	1	2	3	5	7	18
	遊休地の売却	25	8				33
	分譲宅地の売却促進		50	40	40	40	170
	貸地の賃貸料見直し		3	3	3	3	12
	小計	96	163	131	128	115	633
歳 出	特別職報酬の削減	3	3	3	1		10
	特別職退職手当の削減		2		20		22
	非常勤特別職報酬の削減	12	12	12	12	12	60
	総職員数の削減	175	147	56	42	35	455
	職員給与の削減	240	225	210	205	200	1,080
	保育所・幼稚園統廃合			22	60	60	142
	隣保館・児童館の廃止			15	15	15	45
	老人福祉センターの運営見直し		9	10	10	10	39
	クリーンセンター修繕		15	15	15	15	60
	学校管理体制の見直し	9	16	16	16	16	73
	団体運営補助金等の削減	36	20	20	20	20	116
	県健全化貸付金の活用		280	270	170	56	776
	基準外繰出金の抑制		17	17	17	17	68
	小計	475	746	666	603	456	2,946
総 計		571	909	797	731	571	3,579

第8 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位：％)

年度 健全化判断比率	計 画 初年度 前年度	計 画 初年度 (平成21年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)
実 質 赤 字 比 率	16.31 (13.74)	13.89 (13.76)	7.61	3.76	-	-
連結実質赤字比率	12.48 (18.74)	11.03 (18.76)	4.76	0.84	-	-
実 質 公 債 費 比 率	25.8 (25.0)	26.5 (25.0)	24.4	22.2	19.9	19.6
将 来 負 担 比 率	292.3 (350.0)	285.3 (350.0)	280.8	281.5	268.6	255.6

()書きは当該年度の早期健全化基準

第9 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 下記の取り組みについては、計画期間中に検討を行い、早期に内容・時期等を決定します。
 - 技能労務職員に適用する給料表の見直し
 - 学校の統廃合
 - ごみ処理業務の広域化
 - 下水道使用料の見直し
- 前項で記載しない事項であっても、積極的に検討し、実施します。
- 計画期間中、国・県に対して現行制度の拡充はもちろん、新制度設計や制度改正に際して、本計画に支障をきたさないように、弾力的な運用や支援を求めています。
- 健全化後についても、事業実施に際しては、厳密な需要予測に基づく事業計画を策定し、効率的且つ効果的な事業実施を行います。